

質疑・回答書

告示番号		第235号	件 名	豊中市立福祉会館、豊中市桜塚会館、豊中市立母子父子福祉センター改築工事設計委託
No	質疑事項			回 答
1	設計意図伝達業務は別途と考えて宜しいですか。			設計意図伝達業務は本委託に含みません。
2	国土交通省告示第十五号に伴う建物用途等の確認。 ⇒豊中市立福祉会館、豊中市桜塚会館、豊中市立母子父子福祉センター:建築物の類型 第12号1類(公民館等)			平成21年国土交通省告示15号(別添二)により、建築物の類型は第4号第1類(事務所等)とします。
3	土壤汚染対策法等に伴う土地の利用履歴資料等は提供して頂けると考えて宜しいですか。			土地の利用履歴資料のうち、公図及び登記謄本(土地)は提供するものとし、それ以外の申請にかかる資料等は受注者で作成するものとします。
4	開発工事に関して、都市計画法上の開発許可申請等は必要になりますでしょうか。			都市計画法上の開発許可申請等は必要になります。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp